

補修工事共通仕様書

2026 年 5 月



ひと・まち・くらしをネットワーク
首都高速道路株式会社

目次

第1章	総則.....	2
第2章	材料.....	56
第3章	区画線補修工.....	61
第4章	標識補修工.....	65
第5章	植栽維持工.....	69
第6章	舗装補修工.....	73
第7章	伸縮装置補修工.....	77
第8章	排水施設補修工.....	81
第9章	緊急応急対策作業.....	85
第10章	積雪凍結対策作業.....	90
第11章	出来形規格値.....	95
	【資料編】	97

第 1 章 総則

第1章 総則

第1節 一般事項	6
1.1.1 適用	6
1.1.2 用語の定義.....	6
1.1.3 契約図書解釈.....	9
1.1.4 計量単位.....	9
1.1.5 日数の解釈.....	9
1.1.6 遵守すべき法令等.....	10
1.1.7 書類の提出.....	12
1.1.8 受注者相互の協力.....	13
1.1.9 官公庁等への手続等.....	13
1.1.10 資料作成作業の協力.....	13
1.1.11 一括委任又は一括下請負の禁止.....	14
1.1.12 受任者又は下請負人の通知.....	14
1.1.13 工事の下請負.....	14
1.1.14 施工体制台帳等.....	14
1.1.15 監督職員の権限及びその行使.....	15
1.1.16 現場代理人及び主任技術者等.....	17
1.1.17 専任技術者.....	19
1.1.18 作業責任者.....	19
1.1.19 施工指示書.....	19
1.1.20 履行報告.....	20
1.1.21 作業日及び時間帯.....	20
1.1.22 補修基地の使用.....	20
1.1.23 受注者が確保すべき用地等.....	20
1.1.24 条件変更等の処理.....	21
1.1.25 受注者の異議申立書の提出.....	21
1.1.26 工事の中止.....	21
1.1.27 不可抗力による損害.....	22
1.1.28 損害範囲の認定.....	22
1.1.29 工事の完成.....	22
1.1.30 工事のしゅん功.....	23
1.1.31 評定	24
1.1.32 部分使用.....	24
1.1.33 保険の付保及び事故の補償.....	24
1.1.34 建築限界の確保.....	24
1.1.35 文化財の保護.....	25

1. 1. 36	工事内容等の公表	25
1. 1. 37	守秘義務	25
1. 1. 38	しゅん功図書	25
1. 1. 39	コリンズ(CORINS)への登録	26
1. 1. 40	建設副産物	26
1. 1. 41	過積載等の防止	28
1. 1. 42	特許権等	29
1. 1. 43	工事関係者に対する措置請求	29
1. 1. 44	臨機の措置	29
1. 1. 45	管理カードの作成	29
1. 1. 46	用紙の仕様	30
1. 1. 47	石綿使用の有無	30
第2節	照査	31
1. 2. 1	設計図書等の照査	31
第3節	測量及び調査	32
1. 3. 1	現場測量	32
1. 3. 2	工事に伴う調査	32
第4節	施工管理	33
1. 4. 1	一般	33
1. 4. 2	実施工程表	33
1. 4. 3	施工計画書	33
1. 4. 4	品質管理計画書	34
1. 4. 5	施工法の承諾	34
1. 4. 6	作業計画書	35
1. 4. 7	施工	35
1. 4. 8	ETC 業務用カードの貸与	36
1. 4. 9	出来形の管理	36
1. 4. 10	現場社内検査	36
1. 4. 11	工事週報等	37
1. 4. 12	工事用仮設構造物等	37
1. 4. 13	環境保全	37
1. 4. 14	作業用機械の選定等	40
1. 4. 15	支障物件の処理	40
1. 4. 16	支給材料及び貸与品	41
1. 4. 17	工事現場発生品	42
第5節	安全衛生管理	43
1. 5. 1	一般	43

1.5.2	総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者.....	43
1.5.3	落下対策.....	45
1.5.4	災害及び事故報告.....	45
1.5.5	工事現場.....	45
1.5.6	爆発及び火災の防止.....	46
1.5.7	地下埋設物.....	47
1.5.8	架空線等上空施設.....	47
1.5.9	防災対策.....	47
1.5.10	地震防災及び震災対策.....	48
1.5.11	仮設備の管理.....	48
1.5.12	交通安全管理.....	49
1.5.13	安全・訓練等の実施.....	50
1.5.14	交通事故発生時等の協力業務.....	50
第6節	監督職員が行う検査.....	52
1.6.1	一般.....	52
1.6.2	検査.....	52
1.6.3	受注者の責任.....	52
1.6.4	検査又は立会の時間.....	52
1.6.5	検査に必要な費用.....	53
1.6.6	立会の省略.....	53
第7節	検査員等が行う検査.....	54
1.7.1	一般.....	54
1.7.2	しゅん功検査.....	54
1.7.3	中間検査.....	55
1.7.4	検査書類.....	55

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1 適用

補修工事共通仕様書は、首都高速道路株式会社(以下「当社」という。)が発注する土木補修工事(以下「工事」という。)に係る維持補修工事請負契約書(以下「補修契約書」という。)及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

1.1.2 用語の定義

1 契約図書

契約書、設計図書及び**施工指示書**をいう。

2 設計図書

図面、仕様書、維持補修工事請負現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書をいう。

3 図面

補修契約書第1条第2項による施工指示に際して、当社が示した設計図、当社から変更または追加された設計図、設計図の基となる設計計算書等をいう。なお、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に**指示**した図面及び受注者が**提出**し、監督職員が**書面**により**承諾**した図面を含むものとする。

4 仕様書

各工事に規定される特記仕様書と各工事に共通する補修工事共通仕様書を総称していう。

5 特記仕様書

補修工事共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める書類をいう。

6 補修工事共通仕様書

各工事の作業順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、業務若しくは工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成した書類をいう。

7 維持補修工事請負現場説明書

工事の入札等に参加するものに対して、当社が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

8 現場説明に対する質問回答書

維持補修工事請負現場説明書及び現場説明に関する入札参加者等からの質問書に対して、当社が回答する**書面**をいう。

9 金額を記載しない設計書

設計書において、数量及び条件のみを明示した書類をいう。

10 契約単価表

設計書の項目において、契約単価を明示した書類をいう。

11 施工指示書

工事を施工するため、補修契約書第 1 条第 2 項の規定に基づき、契約責任者補助者が交付する**書面**をいう。

12 維持補修工事書

施工指示書に基づき実施した工事の内容について、その内訳をとりまとめたものをいう。

13 発注者

首都高速道路株式会社をいう。

14 契約責任者補助者

補修契約書第 5 条第 1 項の規定に基づき、発注者が定め受注者に**通知**した者で当該工事を所掌する保全工事事務所長をいう。

15 監督職員

補修契約書第 7 条第 1 項の規定に基づき、請負契約の履行を確保するための監督を行う者で、次に定める「総括監督員」及び「現場監督員」を総称していう。

(1) 総括監督員

発注者が定め、受注者に**通知**した者で、1.1.15 第 1 項に規定する権限を有する者とする。

(2) 現場監督員

主任監督員及び担当監督員を総称していう。

(3) 主任監督員

発注者が定め、受注者に**通知**した者で、1.1.15 第 2 項に規定する権限を有する者とする。

(4) 担当監督員

発注者が定め、受注者に**通知**した者で、1.1.15 第 3 項に規定する権限を有する者とする。

16 施行管理員

発注者が定め、受注者に**通知**した者で、1.1.15 第 4 項に規定する権限を有する者とする。

17 検査員等

しゅん功検査、中間検査(以下「しゅん功検査等」という。)及び評定を実施する者で、次に定める検査責任者及び検査員(以下「検査員等」という。)をいう。

イ 検査責任者は、工事検査室の長をいう。

ロ 検査員とは、検査責任者が別に定める社員をいう。

18 指示

契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項につ

いて**書面**により示し、実施させることをいう。

19 承諾

契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者若しくは現場代理人が**書面**により同意することをいう。

20 協議

書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

21 提出

監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事の施工上必要な事項を記載した**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

22 提示

監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を示し、説明することをいう。

23 報告

受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について**書面**をもって知らせることをいう。

24 通知

発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、**書面**により互いに知らせることをいう。

25 連絡

連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、補修契約書第 16 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日**書面**による連絡内容の伝達は不要とする。

26 納品

納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

27 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

28 書面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて**提出**することが可能と明記した書類については、電子データが**書面**に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な**書面**と差し替えるものとする。

29 立会

契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

30 確認

契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

31 請求

発注者又は受注者が、契約内容の履行又は変更に関して、相手側に**書面**をもって行う行為又は同意を求めることをいう。

32 品質計画

設計図書で要求された品質を満たすために、受注者が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に記載したものをいう。

33 品質管理

品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。

34 規格証明書

設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行する資料をいう。

35 整備・保管

受注者が監督職員に**確認**を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することをいう。

1.1.3 契約図書の解釈

- 1 契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。
- 2 **設計図書**は、現場説明に対する質問回答書、維持補修工事請負現場説明書、特記仕様書、図面、補修工事共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。

1.1.4 計量単位

国際単位系(SI)を使用するものとする。なお、**設計図書**に非SI単位で表示されている場合は、SI単位に読み替えるものとする。

1.1.5 日数の解釈

契約図書において使用する契約工期、指示工期及びその他の日数は、補修契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。

1.1.6 遵守すべき法令等

1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。また、関係諸法令の改正が行われた場合は、最新の諸法令を参照すること。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- (1) 会計法（昭和 22 年 法律第 35 号）
- (2) 建設業法（昭和 24 年 法律第 100 号）
- (3) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年 法律第 120 号）
- (4) 労働基準法（昭和 22 年 法律第 49 号）
- (5) 労働安全衛生法（昭和 47 年 法律第 57 号）
- (6) 作業環境測定法（昭和 50 年 法律第 28 号）
- (7) じん肺法（昭和 35 年 法律第 30 号）
- (8) 雇用保険法（昭和 49 年 法律第 116 号）
- (9) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年 法律第 50 号）
- (10) 健康保険法（大正 11 年 法律第 70 号）
- (11) 中小企業退職金共済法（昭和 34 年 法律第 160 号）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年 法律第 33 号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年 政令第 319 号）
- (14) 道路法（昭和 27 年 法律第 180 号）
- (15) 道路交通法（昭和 35 年 法律第 105 号）
- (16) 道路運送法（昭和 26 年 法律第 183 号）
- (17) 道路運送車両法（昭和 26 年 法律第 185 号）
- (18) 砂防法（明治 30 年 法律第 29 号）
- (19) 地すべり等防止法（昭和 33 年 法律第 30 号）
- (20) 河川法（昭和 39 年 法律第 167 号）
- (21) 海岸法（昭和 31 年 法律第 101 号）
- (22) 港湾法（昭和 25 年 法律第 218 号）
- (23) 港則法（昭和 23 年 法律第 174 号）
- (24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年 法律第 137 号）
- (25) 下水道法（昭和 33 年 法律第 79 号）
- (26) 航空法（昭和 27 年 法律第 231 号）
- (27) 公有水面埋立法（大正 10 年 法律第 57 号）
- (28) 軌道法（大正 10 年 法律第 76 号）
- (29) 森林法（昭和 26 年 法律第 249 号）
- (30) 環境基本法（平成 5 年 法律第 91 号）
- (31) 火薬類取締法（昭和 25 年 法律第 149 号）

- (32) 大気汚染防止法（昭和 43 年 法律第 97 号）
- (33) 騒音規制法（昭和 43 年 法律第 98 号）
- (34) 水質汚濁防止法（昭和 45 年 法律第 138 号）
- (35) 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年 法律第 61 号）
- (36) 振動規制法（昭和 51 年 法律第 64 号）
- (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 法律第 137 号）
- (38) 文化財保護法（昭和 25 年 法律第 214 号）
- (39) 砂利採取法（昭和 43 年 法律第 74 号）
- (40) 電気事業法（昭和 39 年 法律第 170 号）
- (41) 消防法（昭和 23 年 法律第 186 号）
- (42) 測量法（昭和 24 年 法律第 188 号）
- (43) 建築基準法（昭和 25 年 法律第 201 号）
- (44) 都市公園法（昭和 31 年 法律第 79 号）
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 法律第 104 号）
- (46) 土壌汚染対策法（平成 14 年 法律第 53 号）
- (47) 駐車場法（昭和 32 年 法律第 106 号）
- (48) 海上交通安全法（昭和 47 年 法律第 115 号）
- (49) 海上衝突予防法（昭和 52 年 法律第 62 号）
- (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年 法律第 136 号）
- (51) 船員法（昭和 22 年 法律第 100 号）
- (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年 法律第 149 号）
- (53) 船舶安全法（昭和 8 年 法律第 11 号）
- (54) 自然環境保全法（昭和 47 年 法律第 85 号）
- (55) 自然公園法（昭和 32 年 法律第 161 号）
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 法律第 127 号）
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 法律第 100 号）
- (58) 河川法施行法 抄（昭和 39 年 法律第 168 号）
- (59) 技術士法（昭和 58 年 法律第 25 号）
- (60) 漁業法（昭和 24 年 法律第 267 号）
- (61) 空港法（昭和 31 年 法律第 80 号）
- (62) 計量法（平成 4 年 法律第 51 号）
- (63) 厚生年金保険法（昭和 29 年 法律第 115 号）
- (64) 航路標識法（昭和 24 年 法律第 99 号）
- (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 法律第 48 号）
- (66) 最低賃金法（昭和 34 年 法律第 137 号）
- (67) 職業安定法（昭和 22 年 法律第 141 号）
- (68) 所得税法（昭和 40 年 法律第 33 号）

- (69)水産資源保護法（昭和 26 年 法律第 313 号）
 - (70)船員保険法（昭和 14 年 法律第 73 号）
 - (71)著作権法（昭和 45 年 法律第 48 号）
 - (72)電波法（昭和 25 年 法律第 131 号）
 - (73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(昭和 42 年 法律第 131 号)
 - (74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年 法律第 84 号）
 - (75)農薬取締法（昭和 23 年 法律第 82 号）
 - (76)毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 法律第 303 号）
 - (77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年 法律第 51 号）
 - (78)公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 法律第 18 号）
 - (79)警備業法（昭和 47 年 法律第 117 号）
 - (80)個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 法律第 57 号）
 - (81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(平成 18 年 法律第 91 号)
 - (82)車両制限令（昭和 36 年 政令第 265 号）
 - (83)道路交通法施行令（昭和 35 年 政令第 270 号）
 - (84)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
(平成 13 年 法律第 65 号)
- 2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
 - 3 受注者は、当該工事の**設計図書**及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に**通知**し、その**確認を請求**しなければならない。
 - 4 **設計図書**に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の**協議**により決定しなければならない。

1.1.7 書類の提出

- 1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用マニュアル」に基づいて、**提出**しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
- 2 受注者は、書類を**提出**するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、**提出**しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に**提出**するものとする。ただし、電子データを電子メールにて**提出**することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。
 - (1)請負代金額に係る書類
 - (2)請負代金代理受領承諾書

- (3)遅延利息請求書
- (4)監督職員に関する措置**請求**に係る書類
- (5)その他現場説明の際に指定した書類

1.1.8 受注者相互の協力

- 1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により工事を安全かつ速やかに完成しなければならない。
- 2 受注者は、補修契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市町村又はその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1.1.9 官公庁等への手続等

- 1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または**設計図書**の定めにより実施しなければならない。
- 3 受注者は、諸手続きにおいて許可、**承諾**等を得たときは、その**書面**を監督職員に**提示**しなければならない。なお、監督職員から**請求**があった場合は、写しを**提出**しなければならない。
- 4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、監督職員と**協議**しなければならない。
- 5 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
- 7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
- 8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等、明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

1.1.10 資料作成作業の協力

- 1 受注者は、監督職員の**指示**に従い、当社が行う官公署への**協議**に必要な資料の作成作業を協力しなければならない。

- 2 受注者は、監督職員が工事に必要な施工関係資料、統計資料等の**提出**を求めた場合には、資料等を作成し、**提出**しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の**指示**によりこれに協力しなければならない。
- 4 受注者は、当該工事が当社の実施する施工実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 5 第1項～第4項に定める資料等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。

1.1.11 一括委任又は一括下請負の禁止

補修契約書第4条に規定する「主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事」については、**設計図書**に基づき発注者が判断するものとする。

1.1.12 受任者又は下請負人の通知

受注者は、補修契約書第6条により主任監督員が受任者又は下請負人の**通知の請求**をした場合は、「下請負人(受任者)通知書」を**提出**しなければならない。

1.1.13 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

1.1.14 施工体制台帳等

- 1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、打合せ簿等により施工体制台帳の写しを**提出**しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。
- 2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。
 - (1) 建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項
 - (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名
 - (3) 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期
- 3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示し

た施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に**提出**しなければならない。

- 4 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元請負者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1 を標準とする。

監理(主任)技術者	
写真 2 cm × 3 cm 程 度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社
	印

[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

図-1.1 名札の標準図

- 5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに**提出**しなければならない。

1.1.15 監督職員の権限及びその行使

1 総括監督員

- (1) 総括監督員は、補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。
- (2) 総括監督員は、決定、**指示**又は**協議**において、当社の判断を行う者である。
- (3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を**通知**するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。
- (4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。
 - イ 補修契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整
 - ロ 補修契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の**通知の請求**
 - ハ 補修契約書第8条第1項の規定に基づく**通知**の受理
 - ニ 補修契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理
 - ホ 補修契約書第13条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づき行う貸与品の取扱い
 - ヘ 補修契約書第14条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け

- ト 補修契約書第 14 条第 5 項の規定に基づく受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定
- チ 補修契約書第 16 条第 3 項の規定に基づく調査結果の**通知**
- リ 補修契約書第 18 条の規定に基づく工事の全部又は一部の施工の一時中止の**通知**
- ヌ 補修契約書第 21 条第 2 項の規定に基づく指示工期変更の発注者と受注者の協議開始日の**通知**
- ル 補修契約書第 23 条第 2 項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の**通知**
- ヲ 補修契約書第 24 条第 3 項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の**通知**
- ワ 補修契約書第 28 条第 1 項の規定に基づく不可抗力による損害の報告受領
- カ 補修契約書第 28 条第 2 項の規定に基づく不可抗力による損害の状況**確認**及び結果の**通知**
- コ 補修契約書第 39 条第 1 項の規定に基づく破壊検査

2 主任監督員

- (1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。
- (2) 主任監督員は、契約図書の定めるところにより、現場代理人等に**指示、承諾**又は**協議**を行うことができる。
- (3) 主任監督員は、契約図書において現場監督員の**立会**の上施工すると指定された工事のほか、主任監督員が必要と認める工事についても随時**立会**、又は他の担当監督員に命じて立ち合わせることができる。
- (4) 主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。
 - イ 補修契約書第 2 条の規定に基づく関連工事の調整
 - ロ 補修契約書第 6 条の規定に基づく受任者又は下請負人の**通知**の請求
 - ハ 補修契約書第 7 条第 2 項に掲げる権限
 - ニ 補修契約書第 7 条第 4 項に掲げる行為
 - ホ 補修契約書第 7 条第 5 項に掲げる受領行為
 - ヘ 補修契約書第 9 条の規定に基づく履行報告の受理
 - ト 補修契約書第 11 条第 2 項に掲げる工事材料の検査等
 - チ 補修契約書第 12 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる**立会**
 - リ 補修契約書第 12 条第 4 項に掲げる**請求**
 - ヌ 補修契約書第 12 条第 6 項に掲げる行為
 - ル 補修契約書第 13 条第 2 項に掲げる検査

ヲ 補修契約書第 16 条第 2 項に掲げる調査

ワ 補修契約書第 25 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に掲げる権限

3 担当監督員

(1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。

(2) 担当監督員は、主任監督員の**指示**に基づき行う契約図書に定める検査及び**立会**（**確認**を含む）を行うことができる。

(3) 担当監督員は、主任監督員の**指示**に基づき工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な**指示**を行うことができる。

(4) 担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の**指示**に基づき行うものとする。

イ 補修契約書第 7 条第 2 項第 2 号に掲げる権限

ロ 補修契約書第 11 条第 2 項に掲げる工事材料の検査等

ハ 補修契約書第 12 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる**立会**

ニ 補修契約書第 12 条第 4 項に掲げる**請求**

ホ 補修契約書第 12 条第 6 項に掲げる行為

ヘ その他主任監督員が必要と認める事項

4 施行管理員

総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。

5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による**指示**又は**承諾**を行ったときは、受注者は、当該**指示**又は**承諾**に従わなければならない。

6 前項の口頭による**指示**又は**承諾**は、当該**指示**又は**承諾**の日から 7 日以内に、「工事打合せ簿」により、監督職員と受注者の間において**確認**されなければならない。

1.1.16 現場代理人及び主任技術者等

1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者(以下「主任技術者」という。)又は専任の監理技術者(以下「監理技術者」という。)、専門技術者、を定め、契約締結後 14 日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて**提出**しなければならない。

2 補修契約書第 8 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。

3 受注者は、入札前に技術資料を**提出**した工事にあつては現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない

ない。

なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を**提出**し、総括監督員の**承諾**を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の技術力を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の技術力を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を**提出**し、総括監督員の**承諾**を得なければならない。

一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とする。

なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。

- 4 受注者は、第1項の現場代理人等を変更した場合は、変更後14日以内に「変更選定通知書」を**提出**しなければならない。
- 5 受注者は、第1項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の選定にあたっては、次に掲げる者を選定しなければならない。

なお、監理技術者の選定において、建設業法第26条第2項の指定建設業は、土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業とする。

(1)現場代理人

建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は、原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。

(2)主任技術者

建設業法第26条第1項に規定する技術者

(3)監理技術者

建設業法第26条第2項に規定する技術者

(4)専門技術者

建設業法第26条の2に規定する技術者

- 6 監理技術者の選定にあたっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を携帯しなければならない。監督職員から**提示**を求められたときは、これに従わなければならない。
- 7 主任技術者、監理技術者を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となる。ただ

し、設計図書に定めがある場合は次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が合格、終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。

1.1.17 専任技術者

- 1 受注者は、1.1.16の規定のほかに、**設計図書**に定めのある場合は専任技術者を定め、当該工種の着手前に、経歴書等を添付して打合せ簿等にて**提出**しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるものとする。
- 2 受注者は、専任技術者を、**設計図書**に定めのある工事の**施工指示**履行期間中現場に常駐させ、品質及び出来形管理の向上を図らなければならない。
- 3 専任技術者の資格は、補修工事共通仕様書の各章で定めているそれぞれの資格を有する者とする。

1.1.18 作業責任者

- 1 受注者は、前条のほかに、**設計図書**に定めのある場合は、作業責任者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、定められている作業の期間中、現場（補修基地を含む。）に常駐し、作業管理の向上を図らなければならない。

1.1.19 施工指示書

- 1 受注者は、補修契約書第5条第2項に基づき、契約責任者補助者が交付する「**施工指示書**」により、工事を行わなければならない。ただし、緊急を要する理由により監督職員が、受注者に対して口頭による**施工指示**を行った場合には、受注者は、その**施工指示**に従うものとする。
- 2 監督職員が口頭による**施工指示**を行った場合には、現場代理人は、「〇月分緊急応急対策確認書」及び「〇月分緊急応急対策出動報告確認簿」により、施工した結果を1月ごとにとりまとめて、主任監督員に**確認**をしなければならない。
- 3 総括監督員が、補修契約書第16条及び第17条の規定に基づく**設計図書**の変更又は

訂正の**通知**を行う場合並びに、補修契約書第 18 条の規定に基づく工事の中止を**通知**する場合は、通知書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対して口頭による**指示**を行った場合においては、契約責任者補助者にその**指示**の内容の**確認**を求めることができる。

- 4 受注者は、「**施工指示書**」に基づき工事を実施した後に、「**維持補修工事書**」を作成しなければならない。

1.1.20 履行報告

受注者は、補修契約書第 9 条の規定に基づき契約の履行を**報告**しなければならない。この場合、監督職員より特別の**指示**がない限り 1.4.2 の第 1 項、1.4.3 及び 1.4.10 をもって履行**報告**に代えることができるものとする。

1.1.21 作業日及び時間帯

受注者は、補修契約書第 1 条第 2 項に規定する**施工指示**工期内の作業日及び作業時間帯について、**設計図書**に定めのない場合は、監督職員の**指示**を受けなければならない。ただし、緊急を要する作業は、この限りでない。

1.1.22 補修基地の使用

- 1 受注者は、補修契約書第 14 条第 1 項に規定する補修基地を**設計図書**において「貸与する」旨の記載がある場合は、無償で使用することができる。ただし、使用途中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の補修基地を専ら工事の施工の目的として使用しなければならない。
- 3 受注者は、補修基地を使用するときは、「**基地使用許可申請書**」を**提出**し、**承諾**を得なければならない。ただし、使用途中において、その使用方法の変更又は一部返還を監督職員が**指示**したときは、受注者は、これに従わなければならない。

1.1.23 受注者が確保すべき用地等

- 1 **設計図書**において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- 2 受注者は、工事の施工に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を**請求**することができない。
- 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。

1.1.24 条件変更等の処理

- 1 受注者は、補修契約書第 16 条第 1 項に規定する事実を発見し、当社に**確認を請求**するときは、「工事打合せ簿」にその内容を記載して、**提出**しなければならない。
- 2 条件変更等による工事の変更等については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。

1.1.25 受注者の異議申立書の提出

- 1 受注者又は現場代理人は、発注者又は監督職員からの**指示**に異議があるときは、10 日以内に、発注者又は監督職員に異議申立てをすることができる。現場代理人が監督職員に申し立てる場合は、打合せ簿にて申し立てを行う。
- 2 前項の異議申立てがあったときは、発注者又は監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者又は現場代理人と**協議**しなければならない。
- 3 受注者は、前 2 項の異議申立てをしたときであっても、1.1.26 により総括監督員が工事の中止を**通知**したときを除き、工事の全部又は一部を中止してはならない。
- 4 受注者又は現場代理人が、異議申立てを第 1 項に定める期間内に発注者又は監督職員に**提出**しなかったときは、**指示**を**承諾**したものとみなす。

1.1.26 工事の中止

- 1 総括監督員は、補修契約書第 18 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ**書面**をもって**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。
 - (1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合。
 - (2) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当又は不可能となった場合。
 - (3) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。
 - (4) 天候条件の変化により、作業が不相当な場合。
 - (5) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難な場合。
 - (6) 受注者が契約図書に違反した場合、又は監督職員の**指示**に従わない場合。
- 2 受注者は、工事中止期間において、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と**協議**の上、その工事の維持保全に努めるとともに、工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。
- 3 工事の一時中止については「工事一時中止ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。

1.1.27 不可抗力による損害

補修契約書第 28 条第 1 項に規定する「**設計図書**で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合で次のいずれかに該当する場合

イ 24 時間雨量(任意の連続 24 時間における雨量をいう。)が 80 mm 以上のとき。

ロ 1 時間雨量(任意の連続 60 分における雨量をいう。)が 20 mm 以上のとき。

ハ その他**設計図書**で定める基準

(2) 強風に起因する場合

最大風速(10 分間の平均風速で最大のもの)が 15m/秒以上であった場合。

(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合

地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。

1.1.28 損害範囲の認定

補修契約書第 28 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、補修契約書第 25 条及び第 5 節に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責めによるとされるものをいう。

1.1.29 工事の完成

1 受注者は、**施工指示書**に係る工事が完成したときは、補修契約書第 29 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を**提出**しなければならない。

2 工事の完成日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。

(1) **施工指示書**により**指示**された工事が完成していること。

(2) 補修契約書第 15 条第 1 項に基づく改造が完了していること。

(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。

(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、次に掲げる書類等について**設計図書**に特別に定められている場合又は監督職員が**指示**する場合は、その定めに従わなければならない。

イ **施工指示書**(写し)

ロ 維持補修工事書

ハ 維持補修工事完成届

ニ 施工計画書及び作業計画書

ホ 実施工程表

へ 工事打合せ簿

ト 材料検査に関する書類

- チ 貸与品に関する書類
 - リ 図面及び出来形図表
 - ヌ 工事写真
 - ル 材料計算書
 - ヲ 管理カード
 - ワ 工事完了明細報告書
 - カ その他検査に必要な書類、記録等
- 3 補修契約書第 30 条第 3 項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。
- なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ補修契約書第 29 条第 2 項及び第 6 項に規定するものをいう。
- $$\text{遅延日数} = (\text{補修工事完成届受領日} - \text{指示工期末日}) \\ + (\text{修補完了通知書受領日} - \text{不合格の通知日})$$
- 4 受注者は、工事が完成したときは管理カードを作成し、電子データで**提出**しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの**指示**によらなければならない。
- 5 受注者は、工事が完成したときは自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで**提出**しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの**指示**によらなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書の作成・**提出**が不要な場合は、監督職員からの**指示**を行う。
- 6 受注者は、1.7.2 に掲げるしゅん功検査を受検し合格した場合は、「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。

1.1.30 工事のしゅん功

工事のしゅん功日とは**施工指示書**により**指示**された全ての工事が完了した日をいい、工事のしゅん功とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。

- (1) **施工指示書**により**指示**されたすべての工事が完成していること。
- (2) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。また、しゅん功図書については、「電子納品等運用マニュアル」に基づき完了していること。ただし、**設計図書**に次に掲げる書類等の**提出**方法が特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。

- イ 補修契約書(写し)及び維持補修工事請負現場説明書(写し)
- ロ 契約単価表(写し)
- ハ **施工指示書**(写し)
- ニ 維持補修工事書
- ホ 維持補修工事完成届
- ヘ 施工計画書及び作業計画書
- ト 実施工程表

- チ 工事打合せ簿
- リ 材料検査に関する書類
- ヌ 貸与品に関する書類
- ル 出来形図表
- ヲ 工事写真
- ワ 材料計算書
- カ 管理カード
- ヨ その他検査に必要な書類、記録等

1.1.31 評定

発注者は、工事成績の評定を行うにあたり、受注者に臨場を求めることができる。

1.1.32 部分使用

交通規制のもとで施工された工事目的物の全部又は一部を、交通規制解除により使用するときは、監督職員の出来形検査を省略することができる。ただし、補修契約書第 15 条及び第 29 条の規定は適用するものとする。なお、交通の用に供することにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者が損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰する欠陥があった場合は、受注者の負担でこれを修復しなければならない。

1.1.33 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた雇用者等の負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書の「写し」を、補修工事請負契約締結後 1 か月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則 40 日以内)に**提出**しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。
- 4 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

1.1.34 建築限界の確保

受注者は、足場工、支保工、防護工等を施工するときは、関係法令等に定める建築限界を侵してはならない。ただし、関係管理者の許可を得たときは、この限りではない。

1.1.35 文化財の保護

- 1 受注者は、工事の施工にあたっては、文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、**報告**するとともに、監督職員の**指示**に従わなければならない。
- 2 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、当社との契約に係る工事に起因するものとみなし、当社が、当該埋蔵物の発見者として権利を有するものとする。

1.1.36 工事内容等の公表

受注者は、工事に関する事項について公表しようとするときは、あらかじめ**書面**により、工事施工中においては総括監督員の、工事完成後においては当社が定める者の**承諾**を得なければならない。

1.1.37 守秘義務

- 1 受注者は、補修契約書第1条第4項の規定により、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、業務の実施過程で知り得た秘密には、当社から貸与した図面及びその他関係資料を含むものとする。
- 2 受注者は、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密を業務の目的以外に使用してはならない。
- 3 受注者は、**特記仕様書**に定めるもののほか、個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密の漏えい、滅失、改ざん、盗用又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知った時は、速やかに発注者に**報告**し、受注者の責任において適切な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、保有する個人情報及び業務の実施過程で知り得た秘密が記載又は記録された文書及び電子媒体について、契約の終了後又は解除後速やかに発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。
- 6 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、1. 1. 36 第1項の**承諾**を受けた場合は、この限りではない。
- 7 守秘義務に係る規定は、契約の終了後又は解除後においても有効とする。

1.1.38 しゅん功図書

- 1 受注者は、当社制定「電子納品等運用マニュアル」に基づきしゅん功図書を作成し、**納品**しなければならない。ただし、**設計図書**にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を**設計図書**に定めるとき又は監督職員が**指示**したときは、受注者は、その**指示**に従わなければならない。

1.1.39 コリنز(CORINS)への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリنز)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督職員にメール送信し、監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリنز登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリنزから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1.1.40 建設副産物

- 1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成 14 年 5 月 30 日)、再生資源の利用の促進について、(建設大臣官房技術審議官通達 平成 3 年 10 月 25 日)、建設汚泥の再生利用に関するリサイクルガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成 18 年 6 月 12 日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されているか**確認**しなければならない。また、監督職員が必要と認め**指示**したときは、閲覧に供しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- 4 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- 5 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に

に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に**提出**しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- 6 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- 7 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- 8 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。
- 9 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に**提出**しなければならない。
- 10 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ**提出**すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の**提出**に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と**協議**しなければならない。
- 11 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を**提出**しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を**提出**することにより「建設廃棄物処理実施書」の**提出**に代えることができる。
- 12 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法12条に基づき**書面**を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載し、監督職員に**提出**のうえ説明しなければならない。

1.1.41 過積載等の防止

- 1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の工事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に記載しなければならない。
- 2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときには、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。
- 3 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。
 - (1)法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。
 - (2)積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (3)過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - (4)資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - (5)さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - (6)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - (7)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
 - (8)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - (9)下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - (10)以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。

1.1.42 特許権等

- 1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法又は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と**協議**しなければならない。
- 2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、**書面**により監督職員に**報告**するとともに、これを保全するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**するものとする。
- 3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が「著作権法」第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1.1.43 工事関係者に対する措置請求

- 1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを**請求**することができる。
- 2 発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者、専任技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した**書面**により、必要な措置をとるべきことを**請求**することができる。

1.1.44 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に**報告**しなければならない。
- 2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを**請求**することができる。

1.1.45 管理カードの作成

受注者は、**施工指示書**毎の工事が完成したときは、必要に応じて当社制定の保全情報管理システム管理カード作成要領に基づき、自らの費用により管理カードを作成

し、しゅん功検査日までに主任監督員に**提出**しなければならない。この場合において、受注者は、カードの作成を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

1.1.46 用紙の仕様

受注者は、仕様書に規定された提出書類について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された仕様の用紙を使用しなければならない。

1.1.47 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

第2節 照査

1.2.1 設計図書等の照査

- 1 受注者は、監督職員が必要と認めた場合は、自らの負担により補修契約書第16条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、計算書等照査報告書を**提出**しなければならない。
- 2 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に**設計図書**の原図もしくは電子データを貸与することができる。ただし、各種要領等については、受注者が備えるものとする。

第3節 測量及び調査

1.3.1 現場測量

- 1 受注者は、**設計図書**及び監督職員の**指示**に従い、工事の施工に先立ち、必要な測量及び測定(既存構造物及び設備を含む)を行い、この結果を速やかに**報告**しなければならない。
- 2 測量の方法及び精度は、調査・設計共通仕様書によるものとする。
- 3 受注者は、**設計図書**に定められた調査の他、工事対象の既存構造物については、自らの責任と費用により調査を行い、その結果を監督職員に**報告**しなければならない。

1.3.2 工事に伴う調査

受注者は、施工計画書の立案、工事の安全対策等に必要なものについては、自らの責任と費用により調査を行い、補修契約書第16条の条件変更が生じる場合は、速やかに監督職員に**確認の請求**を行わなければならない。

第4節 施工管理

1.4.1 一般

- 1 受注者は、工事目的物が契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。

1.4.2 実施工程表

- 1 受注者は、監督職員が**指示**したときは、補修契約書第1条第2項の規定により**指示**された工期に基づき、より詳細な「実施工程表」を作成し、**提出**しなければならない。
- 2 受注者は、「実施工程表」に変更が生じたときには、前項の規定に基づき「変更実施工程表」を作成し、**提出**しなければならない。

1.4.3 施工計画書

- 1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に**提出**し、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する施工計画書を作成するものとする。

(1) 工事概要

(2) 実施工程表(事前に1.4.2により、監督職員の**承諾**を得ること。)

(3) 現場組織表

(4) 主要機械

(5) 主要資材

(6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、保安設備、工事用地等を含む)

(7) 施工管理計画(品質管理、出来形管理、写真管理)

(8) 安全管理

(9) 緊急時の体制及び対応

(10) 交通管理

(11) 環境対策

(12) 現場作業環境の整備

(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

(14) その他(例:ETC 業務用カードの管理等)

- 2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前にその都度、当該箇所について**提出**した施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、**提出**した作業計画書と重複する場合には、施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差し込んだことがわかるよう整理すること。

- 3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の**承諾**を得て、施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に**提出**しなければならない。

1.4.4 品質管理計画書

- 1 受注者は、当社で採用された実績のない材料、製品及び工法(以下、「新材料等」という。)を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した品質管理計画書を**提出**しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、応力部材として使用しないものについては、監督職員の**承諾**のうえ省略することができる。
 - (1)適用の範囲
 - (2)施工概要
 - (3)要求性能
 - (4)使用材料(材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果)
 - (5)試験施工計画
 - (6)施工管理計画(社内検査体制含む)
 - (7)品質管理計画(品質管理体制含む)
 - (8)その他必要と認められる事項
- 2 受注者は、品質管理計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該新材料等使用前に、「変更品質管理計画書」を**提出**しなければならない。
- 3 受注者は、新材料等を使用する場合は、次の各号に基づき施工管理を行わなければならない。
 - (1)材料受け入れ時は、2.1.2 第5項にて監督職員の**承諾**を得た性能、品質と現場に搬入された材料との整合を**確認**すること。
 - (2)試験施工を実施し、設計時において前提とした要求性能を**確認**すること。
 - (3)施工中は、品質管理計画書に記載した施工管理計画及び品質管理計画に基づき、必要な検査を実施すること。
 - (4)施工完了後、設計時において前提とした要求性能が満足されていることを**確認**すること。
 - (5)その他必要と認められる事項。

1.4.5 施工法の承諾

- 1 受注者は、「**施工指示書**」において施工法に関し監督職員の**承諾**を得ることと指定された事項については、打合せ簿を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 2 受注者は、建設現場の生産性向上を目的として、監督職員と**協議**の上、ICT 等を活用することができる。ただし、特記仕様書において、別に定めがあるときは、これに

よらなければならない。この場合、活用の内容について、「施工計画書」もしくは「作業計画書」に記載しなければならない。

1.4.6 作業計画書

- 1 受注者は、**設計図書**に定められているとき、または監督職員からの**指示**があった場合には、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を**提出**しなければならない。
 - (1)現場組織表(当該作業に関する施工体制)
 - (2)当該工種の施工工程
 - (3)当該工種の施工方法(施工順序及び施工範囲含む)
 - (4)使用資材
 - (5)使用機械
 - (6)施工管理計画(品質管理、出来形管理、写真管理・社内検査体制)
 - (7)その他各節に特に定める事項等
- 2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について、提出した作業計画書の差替えを行い、合わせて削除、追記等のその変更内容を記した履歴簿を添付すること。
- 3 作業計画書に記載される内容が、既に**提出**されている施工計画書に記載され、**提出**されている場合には監督職員の**承諾**を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の**提出**を省略することができる。
- 4 受注者は、あらかじめ監督職員に**承諾**を受けた場合には、作業計画書に記載すべき内容を施工計画書に記載することで作業計画書の**提出**を省略することができる。
- 5 **提出**した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を施工計画書に差し込むこと。

1.4.7 施工

- 1 受注者は、**施工指示書**、施工計画書及び作業計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。
- 2 受注者は、工事の施工部分が**設計図書**に不適合であることを発見した場合は、直ちに「工事打合せ簿」にその内容を記載して**報告**し、監督職員の**指示**を受けなければならない。
- 3 受注者は、首都高速道路上にあつては「道路工事等協議書」に従い工事等を施工し、高速道路外の道路にあつては、工事等の施工に先立ち、道路管理者との協議回答及び「道路使用許可申請書」による所轄警察署の許可を受け、かつ、その回答及び許可条件を遵守して工事を施工しなければならない。
- 4 受注者は、首都高速道路上において工事を施工するときは、「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し(当社から交付されたもの)を、高速道路外の道路にあつて

は「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の**指示**に従うこと。

- 5 受注者は、工事で設置する構造物及び工作物について、その構造体、仕上げ材及び部品等が振動、老朽化等により落下する恐れのないように施工しなければならない。
- 6 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により**提出**することができる。

1.4.8 ETC 業務用カードの貸与

- 1 受注者は、工事等(供用中の首都高速道路を通行しなければ施行が困難な工事に限る。)のため、首都高速道路上(営業路線)へ入る場合は、原則として ETC 業務用カードによらなければならない。
- 2 受注者は、首都高速道路(営業路線)へ入るために必要な ETC 業務用カードについては、交付申請することにより、必要枚数を**請求**することができる。
- 3 受注者は、ETC 車載器を自らの負担により設置しなければならない。
- 4 受注者は、貸付を受けた ETC 業務用カード 1 枚毎に、毎月末に「使用報告書」を**提出**しなければならない。なお、「使用報告書」の内容について、監督職員が**確認**を求める場合がある。
- 5 受注者は、ETC 業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について「施工計画書」に記載しなければならない。
- 6 受注者は、受注者の責による ETC 業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。
- 7 受注者は、ETC 車載器の搭載が困難な場合(短期リース車両等)や特別な事情のある場合は、貸与した ETC 業務用カードを使って ICCR 方式により首都高速道路(営業路線)に入ること。

1.4.9 出来形の管理

- 1 受注者は、出来形管理基準に定める出来形規格値により、工事の出来形を管理しなければならない。ただし、特記仕様書において、別に出来形規格値の定めがあるときは、これによらなければならない。
- 2 受注者は、工事の完成後、出来形管理基準の規定に基づき「出来形図表」を**提出**しなければならない。

1.4.10 現場社内検査

- 1 受注者は、施工計画書又は作業計画書に基づき、工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。
- 2 受注者は、監督職員の**請求**に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに**提示**しな

なければならない。

- 3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、施工計画書又は作業計画書に記載しなければならない。なお、現場社内検査責任者は、主任技術者又は監理技術者及び元請負者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。
- 4 受注者は、工事の施工について、現場監督員の**立会**を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が**請求**した場合は、直ちに**提示**しなければならない。

1.4.11 工事週報等

- 1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに**提出**するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに**提出**しなければならない。ただし、電子メールによる**提出**が困難な場合は、紙による**提出**も可能とする。
- 2 前項において、準備工、工場製作工等の期間は、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び**提出**を省略することができる。この場合、省略する期間を打合せ簿により主任監督員に**報告**すること。ただし、主任監督員から**提出の指示**があった場合にはこの限りではない。
- 3 第1項において、監督職員が認めた工事については「工事週報・立会検査願」を省略することができる。
- 4 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに**報告**しなければならない。なお、**報告**方法については、第1項の**提出**方法に準ずるものとする。

1.4.12 工事中用仮設構造物等

受注者は、**設計図書**に特別な定めのある場合を除き、仮設施工方法等その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、自らの責任と費用により所要の事項を定め、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき、安全を**確認**の上、工事を施工しなければならない。

1.4.13 環境保全

- 1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日改正)、関連法令及び条例並びに**設計図書**の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があつ

た場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。

- 3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の**提示**を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を**提出**しなければならない。
- 4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年 法律第136号）」に基づき、適切な措置をとらなければならない。
- 5 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
- 6 受注者は、工事の施工にあたり表-1.1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年 法律第51号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成22年3月18日国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表-1.2 に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和7年3月31日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成22年3月18日国総施第291号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、

これにより難しい場合は、監督職員と**協議**するものとする。

- 7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
- 8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。
 - (1)東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
(平成12年12月22日条例第215号)
 - (2)神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例
(平成9年10月17日条例第35号)
 - (3)埼玉県：埼玉県生活環境保全条例(平成13年7月17日条例第57号)
 - (4)千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例(平成14年3月26日条例第2号)
- 9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(平成13年4月9日改正 国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**することができる。
- 10 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)(以下「グリーン購入法」という。))第2条に規定する環境物品等(いう。)の使用を積極的に推進するものとする。
 - (1)グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に**提出**するものとする。なお、集計及び**提出**の方法は、**設計図書**及び監督職員の**指示**による。
 - (2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

表-1.1 一般建設機械

機 械	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>

表-1.2 トンネル工事用建設機械

機 械	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>

1.4.14 作業用機械の選定等

- 1 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、1.4.13に示される機械を選定、使用等しなければならない。
- 2 受注者は、作業用機械の操作、組立または解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。

1.4.15 支障物件の処理

- 1 受注者は、工事の施工に支障を及ぼす既存の物件（以下「支障物件」という。）について、関係者及び監督職員の**承諾**を得た上で必要に応じこれらの調査を行うとともに、その状況を**確認**の上「支障物件報告書」を**提出**しなければならない。
- 2 受注者は、前項の「支障物件報告書」を**提出**したときは、支障物件の処理について

監督職員の**指示**を受けなければならない。

- 3 受注者が自らの都合により既存の物件を移転する必要があるときは、**報告**しなければならない。これに必要な費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は発注者が管理する既設構造物の工事等を行うことにより不要となる部材については次の各号によらなければならない。
 - (1) 監督職員に**報告**し、処置について監督職員の**指示**を受けること。
 - (2) 撤去する場合の撤去範囲等については監督職員の**指示**を受けること。
 - (3) 残置せざるを得ない場合、その措置について監督職員の**指示**を受けること。

1.4.16 支給材料及び貸与品

支給材料及び貸与品については、補修契約書第13条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、支給材料及び貸与品を補修契約書第13条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - (2) 受注者は、補修契約書第13条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、引き渡しの日から7日以内に「支給材料・貸与材料使用明細書」を**提出**しなければならない。
 - (3) 補修契約書第13条第1項に規定する「引渡場所」は、**設計図書**または監督職員の**指示**によるものとする。
 - (4) 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかななければならない。
 - (5) 受注者は、しゅん功時(しゅん功前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点)に、「支給材料・貸与材料返還通知書」を、監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。
 - (6) 受注者は、補修契約書第13条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、「支給材料・貸与材料返還通知書」を**提出**し、監督職員の**指示**を受けなければならない。
- なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- (7) 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - (8) 受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接または切断を行う場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - (9) 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
 - (10) 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。
 - (11) 受注者は、支給材料または貸与品について、当社から支給または貸与されたも

のであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。

(12)受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。

1.4.17 工事現場発生品

- 1 受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品について、**設計図書**または監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。
- 2 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを**指示**したものについては、監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない

第5節 安全衛生管理

1.5.1 一般

- 1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)や騒音障害防止のためのガイドライン(労働省 平成4年10月)を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」及び「建設機械施工安全技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日改正)(以下、「土木工事安全衛生管理指針等」という。)を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
- 4 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により**提出**することができる。

1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者

- 1 受注者は、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。
- 2 受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、1.1.16の「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて**提出**しなければならない。
- 3 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理人」という。)をあらかじめ定め、前項の「現場代理人等選定通知書」により**提出**しなければならない。
- 4 前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理人は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第11項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。
- 5 受注者は、第1項及び第3項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を**提出**しなければならない。
- 6 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第3項の元方安全衛生管理代理人の選定に当たっては、次に掲げる者を

選定しなければならない。

(1) 総括安全衛生監理者

受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者

(2) 統括安全衛生責任者

労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)

(3) 元方安全衛生管理者

労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者

(4) 元方安全衛生管理代理者

労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者

7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 毎月 1 回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、施工計画書のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの**確認**をすること。
- (6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を**指示**すること。
- (7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。
- (8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。

8 統括安全衛生責任者は、現場または補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。

- (1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処置すること。
- (2) 災害及び事故が発生したときまたは発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を工事現場周辺から退去させ、**報告**するとともに関係機関に連絡しなければならない。

9 元方安全衛生管理者は、現場または補修基地に専属の者とし、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置しなければならない。また、労働安全衛生法第 29 条に基づき実施した指導、

指示の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が**請求**した場合は、直ちに提示しなければならない。

- 10 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、この場合、代理を務める期間にあつては現場または補修基地に専属の者でなければならない。
- 11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定により、受注者と**協議**の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し**通知**するものとする。
- 12 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

1.5.3 落下対策

受注者は、施工中において構造体、仕上げ材、付帯金物及び作業員の携行品の落下等によりお客様、通行車両及び近隣住民等に危害を及ぼすことのないように仮設、養生に充分配慮しなければならない。

1.5.4 災害及び事故報告

- 1 受注者は、工事の施工中若しくは工事の中止中に災害又は事故が発生したときは、直ちに応急処置をとり、監督職員に通報し、**指示**を受けなければならない。また、受注者は、速やかに「災害・事故報告書」を作成し、次の各号により**提出**しなければならない。
 - (1)補修契約書第 28 条第 1 項に規定する損害が生じたときは、総括監督員に**提出**するものとする。
 - (2)前号以外の災害及び事故については、総括監督員又は主任監督員に**提出**するものとする。
- 2 受注者は、監督職員及び関係機関との連絡が支障無く行われるよう補修基地に連絡要員を置かななければならない。

1.5.5 工事現場

- 1 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかななければならない。
- 2 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速や

かに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。

- 3 受注者は、首都高速道路上において工事を施工するときは、「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し(当社から交付されたもの)を、高速道路外の道路にあっては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の**指示**に従うこと。
- 4 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 5 受注者は、工事現場において交通誘導警備業務を行う必要のある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を 1 名以上配置することにより、事故の発生を警戒及び防止しなければならない。ただし、街路上で交通誘導警備業務を行う必要がある場合においては、各都県の公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める路線の必要と認める区間に限る。

1.5.6 爆発及び火災の防止

- 1 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じておかなければならない。
- 2 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち「使用計画書」を**提出**しなければならない。
- 3 受注者は、危険物および指定可燃物(以下「危険物等」という)を用いた作業を行う場合は、保管場所、実際使用する数量、使用期間、使用方法の明記を行い、施工に先立ち「作業計画書」を**提出**しなければならない。また、保管場所毎に危険物等チェックシートを作成し、入荷毎に監督職員に**報告**しなければならない。
- 4 受注者は、伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を原則として野焼きしてはならない。
- 5 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 6 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 7 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。
- 8 受注者は、工事のために火気を使用する必要があるときは、あらかじめ所轄の消防署及び施設の管理者に火気の使用に関して必要な手続を行うとともに、その使用を

工事に直接必要な限度にとどめ、消火器等を常備し、防火に留意しなければならない。

1.5.7 地下埋設物

- 1 受注者は、工事の施工に先立ち、当社から貸与された埋設物の資料等を参考にして、「**施工指示書**」に定められた工事現場及びその周辺地域における埋設物の位置、規格、構造、老朽の程度等を埋設物の管理者の**立会**の下に、試掘等によって**確認**しなければならない。
- 2 受注者は、埋設物に接近して工事を施工するときは、あらかじめその埋設物の管理者と工事の施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物の管理者の**立会**の有無、緊急時の連絡方法等を**協議**の上、**報告**しなければならない。
- 3 受注者は、工事中埋設物を露出させるときは、当該埋設物を防護し、工事中の損傷を防止するために万全の措置を講じるとともに、常に巡視点検を行い、異状を認めたとき又は埋戻し後に異状を生じるおそれがあるときは、直ちに監督職員及びその埋設物の管理者に**報告**し、その**指示**を受けなければならない。
- 4 受注者は、工事の施工に支障となる埋設物の移設又は撤去を行うときは、埋設物の管理者と**協議**し、万全の措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に**報告**するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。

1.5.8 架空線等上空施設

- 1 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行わなければならない。また、監督職員に調査結果の**提示**を求められた際は、これに従わなければならない。
- 2 受注者は、工事現場において高所作業車等を使用する作業が電力会社送電線の近接作業となる施工にあたっては、当社が電力会社に対し行った事前協議を踏まえて、施工計画書及び作業計画書を作成しなければならない。また、施工にあたっては、電力会社より承認を得た施工手順により施工を行わなければならない。
- 3 受注者は、架空線等上空施設に損害を与えた場合は、直ちに**報告**するとともに、関係機関に**連絡**をとり、補修しなければならない。

1.5.9 防災対策

受注者は、工事の施工にあたり、大雨、大雪、出水、強風、台風等に対しては、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等の準備をする等、防災体制を確立しておかなければならない。

また、大雨、大雪、出水、強風、台風等の際には、工事現場の状況に応じ、監督職員

の**指示**により初期点検及び詳細点検を行うとともに、その結果を**報告**しなければならない。

1.5.10 地震防災及び震災対策

1 防災対策

受注者は、工事の施工にあたり、自らの責任と費用により、次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。

(1)地震発生に備えて、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配備に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。

(2)地震が発生したときは、当社制定の「地震時保全業務実施要領」に基づき、直ちに初期点検又は詳細点検を行うとともに、その結果を**報告**しなければならない。

2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。

(1)工事中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。

(2)現場での労力及び機材の確保に努めること。

3 震災対策

受注者は、地震の発生により被害が**確認**された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。

(1)被害が**確認**された場合には、直ちに被害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行い、速やかにその処置について**報告**しなければならない。

(2)重大な被害が**確認**された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに**報告**しなければならない。

(3)被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その**指示**に従わなければならない。

(4)他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。

(5)災害復旧にあたっては、監督職員の**指示**に従い、速やかに「災害復旧計画書」を**提出**するとともに、復旧資材及び労力の確保に努めなければならない。

1.5.11 仮設備の管理

受注者は、施工に必要な電力、給水等の仮設備に第三者及び関係使用人等以外の使用人等が接触することのないよう防護するとともに、電力設備については、管理責任者を定め、十分な管理をしなければならない。

1.5.12 交通安全管理

- 1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、補修契約書第 27 条によって処置するものとする。
- 2 受注者は、工事車両による土砂等、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第 4 号、平成 26 年 5 月 26 日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和 47 年 2 月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管第 65 号、平成 18 年 4 月 1 日)に基づき、安全対策を講じなければならない。
- 4 受注者は、**設計図書**において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- 5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
- 6 受注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の補修作業終了時及び何らかの理由により補修作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、**設計図書**及び監督職員の**指示**に従い、一般通行車両への安全

対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。

- 10 受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の**指示**に従わなければならない。
- 11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が**設計図書**に明記されていない場合は、監督職員の**指示**を受けなければならない。
- 12 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- 13 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、確認の記録を整備しなければならない。なお、監督職員から**指示**があった場合は、速やかに**提示**すること。

1.5.13 安全・訓練等の実施

- 1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日)に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、分割して実施する事も出来る。
 - (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2)当該工事内容等の周知徹底
 - (3)土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底
 - (4)当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の**確認**
 - (5)当該工事における災害対策訓練
 - (6)当該工事現場で予想される事故対策
 - (7)その他、安全・訓練等として必要な事項
- 2 受注者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「施工計画書」に記載しなければならない。
- 3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事週報等に記録し、**報告**しなければならない。

1.5.14 交通事故発生時等の協力業務

工事関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇又は、誤進入者や落下物等を発見し

た場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線等などによる交通管制室への通報
- (2) 発炎筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除
- (4) 誤進入に対して、ハンドマイク等により注意を促す場合、可能な限り道路端に寄るよう注意し、誤進入者の安全が確保できた場合は、警察又は交通パトロールカーが到着し、保護するまで監視する。

第6節 監督職員が行う検査

1.6.1 一般

- 1 監督職員は、**設計図書**及び**施工指示書**に定められた出来形及び品質を確保するため、書類又は**立会**により、出来形、品質、数量等を**確認**する検査を行うものとする。この場合において、受注者が 1.4.10 により**提示**した現場社内検査の結果を参考とする。
- 2 受注者は、監督職員が行う検査について、あらかじめその頻度を計画できる場合には監督職員と**協議**の上、施工計画書にその頻度を記載しなければならない。また、作業が定常的となった場合や、品質及び出来形に均一性が**確認**できる場合には、監督職員と**協議**の上、その頻度を見直すことができる。

1.6.2 検査

- 1 受注者は、**設計図書**の定めにより監督職員の検査を受ける事項及び主任監督員があらかじめ担当監督員の検査を受けるよう**指示**した事項については、担当監督員の検査を受けなければならない。この場合において、受注者は、工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに**提出**しなければならない。
- 2 監督職員は、工事期間中、工事のすべてについて検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査を円滑に実施するため、情報提供及び協力を行わなければならない。
- 3 前項において総括監督員が必要と認めたときは、総括監督員の定める現場監督員は、製作工場に滞在して、全部又は一部の工程について**立会**又は検査を行うことができる。
- 4 受注者は、現場監督員が出来形及び品質の**確認**のために資料の**提出**を求めたときは、これに従わなければならない。
- 5 受注者は、第1項から第3項までの検査には、1.4.9 第3項に規定する現場社内検査責任者もしくは 1.1.17 に規定する専任技術者を臨場させなければならない。
- 6 受注者は、自ら補修又は改作を行うときは、監督職員の**承諾**を得なければならない。

1.6.3 受注者の責任

受注者は、補修契約書第12条に規定する現場監督員の**立会**を受けて調査し、若しくは検査に合格した工事材料又は見本若しくは工事写真等の記録が整備された工事材料を使用したとき又は現場監督員の**立会**を受けて施工したときにあっても、品質保証に係る受注者の責任は免除されない。

1.6.4 検査又は立会の時間

現場監督員による検査及び**立会**の時間は、当社の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると現場監督員が認めた場合若しくは**指示**した場合はこの限りで

はない。

1.6.5 検査に必要な費用

- 1 補修契約書第 11 条第 2 項及び第 12 条第 6 項に規定する「直接要する費用」とは、検査及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。
- 2 受注者は、現場監督員が製作工場に滞在して**立会**又は検査を行う場合は、監督業務に必要な机、椅子、ロッカー、電話等の備わった専用の執務室を無償で提供するとともに、光熱水費を負担しなければならない。

1.6.6 立会の省略

現場監督員がやむを得ず**立会**を行うことができない場合には、当該**立会**を省略することができる。この場合において、事前に実施した受注者の現場社内検査(自主検査)をこれに替えることができるものとする。なお、受注者は、社内検査の結果及び写真等の資料を整備し、現場監督員の**確認**を受けなければならない。

第7節 検査員等が行う検査

1.7.1 一般

- 1 検査員等は、監督職員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) しゅん功検査
補修契約書第29条第2項の規定に基づき、**施工指示書**により**指示**された工事の完成を**確認**するための検査をいう。
 - (2) 中間検査
工事の契約期間の途中において、分割して検査を行うことが望ましいと総括監督員が認めたときに、その指定する部分に対して行う検査をいう。
- 2 総括監督員は、前項の検査に先立って、受注者に対して検査日を**通知**するものとする。

1.7.2 しゅん功検査

- 1 検査責任者は、補修契約書第29条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に**通知**するものとする。
- 2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の**提出**、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その**指示**に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。
- 3 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。
- 4 しゅん功検査の内容
検査員等は、工事目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の目的物について、出来形(形状、寸法、精度、数量)、品質及び出来栄えの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 5 立会人
 - (1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。
 - (2) 検査員等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。
- 6 修補
 - (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、「修補命令書」により修補を命ずるものとする。
 - (2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を**指示**することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。
 - (3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を**指示**することができる。この場合、修補完了後、監督職員の**確認**を受けなければならない。

- (4)受注者は、(1)により、検査責任者から「修補命令書」により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を**提出**し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に**提出**し、検査責任者の再検査を受けなければならない。
- (5)受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を**指示**されたときは、**指示**された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を**提出**し、検査員等の**指示**する方法により修補完了の**確認**を受けなければならない。
- (6)受注者が、(5)の**指示**された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、補修契約書第33条第2項を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による**指示**の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。

1.7.3 中間検査

中間検査においては、1.7.2中の「工事」とあるのは「中間検査に係る工事」と、「しゅん功検査」とあるのは「中間検査」と読み替えて、それぞれ1.7.2(7(6)を除く。)の規定を適用する。

1.7.4 検査書類

受注者は、検査に必要な書類について**設計図書**に特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。

第 2 章 材料

第2章 材料

第1節 一般事項	58
2.1.1 使用材料.....	58
2.1.2 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例.....	58
第2節 工事材料の品質及び検査.....	58
2.2.1 工事材料の品質.....	58
2.2.2 工事材料の検査.....	59

第2章 材料

第1節 一般事項

2.1.1 使用材料

- 1 受注者は、工事に使用する材料の品質及び規格等については、**設計図書**の定めによるほか、当社制定の土木材料共通仕様書によらなければならない。
- 2 受注者は、監督職員が材料の見本又は資料の**提出**を求めたときは、これに応じなければならない。

2.1.2 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例

- 1 受注者は、土木材料共通仕様書や**設計図書**で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した材料使用承諾の申請に関する打合せ簿を**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- 2 受注者は、材料使用承諾の申請に関する打合せ簿の**提出**にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。
- 3 前項の試験を行うときは、監督職員の**立会**を受けなければならない。
- 4 第2項の試験方法については、土木材料共通仕様書第9章及びJISの規定に準じて行わなければならない。
- 5 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を**提出**し、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき**承諾**を得た新材料等については、材料使用承諾の申請に関する打合せ簿は不要とする。
 - (1)使用材料(材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果)
 - (2)新材料等の概要
 - (3)施工実績
 - (4)特徴
 - (5)選定理由
 - (6)その他必要と認められる事項

第2節 工事材料の品質及び検査

2.2.1 工事材料の品質

- 1 契約書第11条第1項に規定する「中等の品質」とは、土木材料共通仕様書又はJIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
- 2 受注者は、工事材料の品質及び規格等については、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、土木材料共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以

上の品質を有するものを使用しなければならない。

- 3 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において**整備・保管**し、監督職員から**請求**があった場合は、直ちに**提示**するとともに検査時に**提出**しなければならない。
- 4 受注者は、**設計図書**又は土木材料共通仕様書において試験を行うこととしている工事材料について土木材料共通仕様書又は JIS で**指示**する方法により、試験を行わなければならない。

2.2.2 工事材料の検査

- 1 受注者は、**設計図書**において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して**確認**した資料を検査時に**提示**し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付して、**整備・保管**しなければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに**提出**するものとする。電子メールによる**提出**が困難な場合は、紙による**提出**も可能とする。
- 2 材料検査は、品質及び数量について土木材料共通仕様書第9章及び JIS の規定に準じて行わなければならない。
- 3 品質検査
 - (1) 品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに**設計図書**に定めがあるとき又は監督職員の**指示**があるときには成分、品質、性能等を**確認**するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。
 - (2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に**提示**し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付し、**整備・保管**しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の**承諾**を得たものについては、この限りでない。
 - (3) 受注者は、**設計図書**に定めがあるとき又は監督職員の**指示**があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。
 - (4) 監督職員が**指示**した場合は、受注者は材料の抜取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。
- 4 数量検査
 - (1) 数量検査の方法は、土木材料共通仕様書に規定によるものとする。
 - (2) 受注者は、**設計図書**又は土木材料共通仕様書に規定する数量検量方法について、

検量により行われる材料の場合は工事材料検査により、出来形により行われる材料の場合は工事施工立会検査により受検しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、2.2.2 第1項に規定する手続きにより**提出**するものとする。

5 監督職員の**立会**

受注者は、材料試験を行う場合において、**設計図書**に定めるとき又は監督職員から**指示**があったときは、監督職員の**立会**を受けなければならない。

6 品質の保証

受注者は、2.2.2の規定により材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。

7 材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不相当と監督職員から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。

8 再検査

受注者は、2.2.2の材料検査に不合格となったとき又は前条第1項の規定により材料を取り替えるときは、2.2.2を準用して再検査を受けなければならない。

9 材料の採取地

受注者は、**設計図書**の定め又は監督職員の**指示**があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を**報告**しなければならない。

10 受注者は、工事材料検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を**整備・保管**し、監督職員の**請求**があった場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に**提出**しなければならない。

第3章 区画線補修工

第3章 区画線補修工	
3.1 適用	63
3.2 適用すべき諸基準	63
3.3 一般事項	63
3.4 材料	63
3.5 区画線工	63
3.6 区画線消去工	64
3.7 滑り止め樹脂薄層工	64

第3章 区画線補修工

3.1 適用

- 1 本章は、区画線及び路面標示補修工として、区画線工、区画線消去工、滑り止め樹脂薄層工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、土木工事共通仕様書 19.6 区画線工の規定によるものとする。

3.2 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によるが、改訂情報等を収集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の**指示**を受けなければならない。

総理府、建設省令第3号 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

(昭和35年12月)

3.3 一般事項

- 1 受注者は、区画線補修の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。
- 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について**報告**しなければならない。

3.4 材料

受注者は、区画線工事で使用する材料については、第2章材料の規定によらなければならない。

3.5 区画線工

- 1 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち、施工箇所、施工方法、施工種類について監督職員の**指示**を受けるとともに、交通管理者とも打合せを行い、交通渋滞をきたすことのないよう施工しなければならない。
- 2 受注者は、溶融式、高視認性、仮区画線の施工に当たり、消滅しかけた旧塗膜の上に施工する場合は、部分的に塗膜厚が厚くならないよう行わなければならない。
- 3 受注者は、溶融式、高視認性、仮区画線の施工に当たり、規定幅を超えた部分は取り除き仕上げなければならない。
- 4 区画線の施工については、土木工事共通仕様書 19.6 区画線工の規定によるものとする。

3.6 区画線消去工

- 1 受注者は、区画線の消去については、標示材(塗料)のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また受注者は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止しなければならない。
- 2 路面標示の抹消に当たっては、既設標示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。

3.7 滑り止め樹脂薄層工

滑り止め樹脂薄層工の施工については、**設計図書**によらなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員の**指示**を受けなければならない。

第 4 章 標識補修工

第4章 標識補修工

4.1 適用	67
4.2 適用すべき諸基準.....	67
4.3 一般事項	67
4.4 材料	67
4.5 標識補修工	67
4.6 横断幕工	68
4.7 小型標識補修工.....	68
4.8 ゼブラ板補修工.....	68
4.9 緩衝装置補修工.....	68

4.1 適用

- 1 本章は、標識補修工として、標識補修工、横断幕工、小型標識補修工、ゼブラ板補修工、緩衝装置補修工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、土木工事共通仕様書 第 51 章 標識工の規定によるものとする。

4.2 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によるが、改訂情報等を収集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の**指示**を受けなければならない。

首都高速道路(株)	標識設置要領	(2020年3月)
首都高速道路(株)	標識標準図集	(2020年3月)
首都高速道路(株)	附属施設物設計施工要領第3編 [標識柱編]	(2019年6月)
(公社)日本道路協会	道路標識設置基準・同解説 改訂版	(2020年6月)

4.3 一般事項

- 1 受注者は、標識補修工の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。
- 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について**報告**しなければならない。
- 3 受注者は、路面に異物等を落とさないように施工しなければならない。
- 4 受注者は、標識板等の取付けにあたり、関係管理者の許可を得ない限り、建築限界を侵さないよう行わなければならない。

4.4 材料

受注者は、標識工事で使用する材料については、第 2 章材料の規定によらなければならない。

4.5 標識補修工

- 1 標識補修工の施工にあたり、既設の標識板を撤去するときは、ボルト・ナットを取り外すことにより行わなければならない。やむを得ず、ガス等で切断する場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 2 受注者は、標識板の取付け・撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。

4.6 横断幕工

- 1 横断幕工については、**設計図書**によるものとする。
- 2 横断幕の取付け・撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
- 3 横断幕の取付けについては、道路交通に注意し、支障とならないようにつとめなければならない。

4.7 小型標識補修工

- 1 小型標識補修工については、**設計図書**によるものとする。
- 2 受注者は、小型標識柱を撤去する場合は、ボルト・ナットを取外すことによって行わなければならない。やむを得ず、ガス等で切断する場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 3 受注者は、小型標識柱の取付けにあたり、既設構造物を加工する場合は、土木工事共通仕様書 41.7 既設鋼構造物の加工又は 42.10 既設コンクリート構造物の加工の規定によるものとする。
- 4 受注者は、小型標識の施工にあたり、フェールセーフについては、監督職員の**承諾**を得なければならない。

4.8 ゼブラ板補修工

- 1 ゼブラ板補修工については、**設計図書**によるものとする。
- 2 受注者は、ゼブラ板補修工の施工にあたり、コンクリートアンカーを使用する場合は、土木工事共通仕様書 42.10 既設コンクリート構造物の加工の規定によるものとする。

4.9 緩衝装置補修工

緩衝装置補修工として、サンドクッション及びラバーポール等の補修については、**設計図書**によるものとする。

第 5 章 植栽維持工

第5章 植栽維持工	
5.1 適用	71
5.2 適用すべき諸基準.....	71
5.3 一般事項	71
5.4 樹木・芝生管理工.....	71
5.5 除草工	72
5.6 殻等運搬処理工.....	72

5.1 適用

- 1 本章は、植栽維持工として、樹木・芝生管理工、除草工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、土木工事共通仕様書第 21 章植栽工の規定によらなければならない。

5.2 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準によるが、改訂情報等を収集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の**指示**を受けなければならない。

(公社)日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(平成 28 年 3 月)

(公社)日本道路協会 道路土工 切土工・斜面安定工指針(平成 21 年 7 月)

5.3 一般事項

- 1 受注者は、植栽維持工の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。
- 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について**報告**しなければならない。
- 3 受注者は、施工に先立ち監督職員が**指示**する場合は植栽維持作業計画を作成し、1.4.3 に定める施工計画書に記載しなければならない。
- 4 受注者は、植栽維持工の施工に当たり、枯損木、病虫害等異常を発見したときは、**報告**しなければならない。
- 5 受注者は、暴風雨が予想されるときは、事前に緑地帯を点検し臨機の処置をとるとともに、暴風雨通過後は速やかに緑地帯の点検を行い、異状を発見した場合は直ちに**報告**しなければならない。
- 6 受注者は、植栽維持工の施工に当たり、緑地帯内の流土及び陥没を発見したときは、**報告**しなければならない。
- 7 受注者は、植栽維持工については、施工箇所以外の樹木等に損傷を与えないように行わなければならない。また、植樹、堀取りに当たっては、樹木の根、枝、葉等に損傷を与えないように施工しなければならない。
- 8 本章における除草工は、人力による抜根除草及び機械による草刈りをいう。

5.4 樹木・芝生管理工

- 1 受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定型式により行わなければならない。

なお、剪定型式について監督職員より**指示**があった場合は、その**指示**によらなければならない。

- 2 受注者は、架空線、標識類に接する枝の剪定型式については、施工前に監督職員の**指示**によらなければならない。
- 3 受注者は、剪定、刈込み、客土及び補植の施工に当たり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。
- 4 受注者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工に当たり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、**設計図書**に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。
- 5 受注者は、施肥の施工については、樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取除いたり、きれいに除草しなければならない。
- 6 受注者は、施肥の施工については、**設計図書**に定める肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。
- 7 受注者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への**通知**の方法等について、施工前に監督職員の**指示**を受けなければならない。
- 8 受注者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらの無いように散布しなければならない。
- 9 受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。
- 10 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、植え出しに耐えるよう移植または、根廻した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害の無い栽培品とする。

5.5 除草工

- 1 受注者は、除草工施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督職員の**指示**を受けなければならない。
- 2 受注者は、除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より**指示**を受けるとし、完了後は速やかに**報告**しなければならない。
- 3 受注者は、除草工の施工に当たり、路面への草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。

5.6 殻等運搬処理工

受注者は、植栽維持工の施工による発生材の処理は、土木工事共通仕様書第 45 章 殻等運搬処理工の規定によるものとする。

第 6 章 舗装補修工

第6章 舗装補修工	
6.1 適用	75
6.2 適用すべき諸基準.....	75
6.3 一般事項	75
6.4 材料	75
6.5 舗装切削打換え工.....	75
6.6 舗装補修応急処理工.....	76

6.1 適用

- 1 本章は、舗装補修工として、舗装切削打換え工、舗装補修応急処理工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、土木工事共通仕様書第 43 章舗装工事の規定によるものとする。

6.2 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によるが、改訂情報等を収集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の**指示**を受けなければならない。

首都高速道路(株)	舗装設計施工要領 [Ⅰ設計編]	(2025年11月)
首都高速道路(株)	舗装設計施工要領 [Ⅱ施工編]	(2025年11月)
首都高速道路(株)	舗装設計施工要領 [Ⅲ材料編]	(2025年11月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)

6.3 一般事項

- 1 受注者は、舗装補修の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。
- 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について**報告**しなければならない。
- 3 受注者は、保安規制開始から舗装切削工の完了時間及び保安規制解除までの時間については、**設計図書**に特に定めのない場合は、監督職員の**指示**を受けなければならない。
- 4 受注者は、交通開放に当たり、十分な締め固めを行い、また舗装表面温度は「舗装設計施工要領」の規定を満足するものとし、その温度を**報告**しなければならない。

6.4 材料

受注者は、舗装工事で使用する材料については、第 2 章材料並びに「舗装設計施工要領」の規定によらなければならない。

6.5 舗装切削打換え工

- 1 舗装切削工の施工については、土木工事共通仕様書 43.3.1 舗装切削工の規定によるものとする。
- 2 受注者は、舗装打換え工の施工については、「舗装設計施工要領」及び土木工事共通仕様書 43.3.4 表層・基層工の規定によるものとする。

6.6 舗装補修応急処理工

- 1 受注者は、舗装補修応急処理工の施工に当たり、パッチングの施工については、施工時期、箇所等について監督職員より**指示**を受けるものとする。
- 2 受注者は、舗装補修応急処理工の施工については、「舗装設計施工要領」の規定によらなければならない。

第 7 章 伸縮装置補修工

第7章 伸縮装置補修工	
7.1 適用	79
7.2 適用すべき諸基準.....	79
7.3 一般事項	79
7.4 材料	79
7.5 伸縮装置補修工.....	79
7.6 消音工	80
7.7 段差修正工	80
7.8 鋼製伸縮装置補修工.....	80

7.1 適用

- 1 本章は、伸縮装置補修工として、ジョイント補修工、消音工、段差修正工、鋼製装置補修工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、土木工事共通仕様書 16.6.3 伸縮装置工の規定によるものとする。

7.2 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によるが、改訂情報等を収集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の**指示**を受けなければならない。

首都高速道路(株) 附属施設物設計施工要領 第2編[伸縮装置編] (2023年6月)

7.3 一般事項

- 1 受注者は、伸縮装置補修工の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。
- 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について**報告**しなければならない。
- 3 受注者は、伸縮装置補修工の施工にあたって、伸縮装置の破損原因を調査し施工方法を検討するとともにその結果を監督職員に**報告**しなければならない。
- 4 受注者は、高架下等に異物等を落とさないよう施工しなければならない。
- 5 伸縮装置補修工の施工による発生材の処理は、土木工事共通仕様書第45章殻等運搬処理工の規定によるものとする。

7.4 材料

受注者は、伸縮装置工事で使用する材料については、第2章材料の規定によらなければならない。

7.5 伸縮装置補修工

- 1 受注者は、伸縮装置補修工(ゴムジョイントおよび簡易鋼製ジョイント)の施工にあたり、舗装版を切断する場合は、「附属施設物設計施工要領[伸縮装置編]」の規定によるものとする。
- 2 受注者は、コンクリート毀し作業は、**設計図書**に示す時間帯で行うものとするが、特に定めていない場合は、監督職員の**指示**を受けなければならない。
- 3 コンクリート毀し作業については、「附属施設物設計施工要領[伸縮装置編]」の規定によるものとする。
- 4 受注者は、伸縮装置補修工(ゴムジョイントおよび簡易鋼製ジョイント)の施工にあ

- たり、コンクリート床版部の損傷度を調査し、**報告**しなければならない。
- 5 受注者は、伸縮装置補修工(ゴムジョイントおよび簡易鋼製ジョイント)の施工に当たり、コンクリート床版部に衝撃による損傷を与えないように行わなければならない。
 - 6 型枠工、鉄筋工及びコンクリート工については、土木工事共通仕様書 第42章 コンクリート構造物工事及び「附属施設物設計施工要領[伸縮装置編]」の規定によるものとする。
 - 7 受注者は、既設伸縮装置の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
 - 8 伸縮装置 (ゴムジョイントおよび簡易鋼製ジョイント)据付けについては、土木工事共通仕様書 16.6.3 伸縮装置工の規定によるものとする。
 - 9 受注者は、地覆及び中央分離帯の継手部における止水処理の施工に当たり、旧シール材を完全に除去し、十分な清掃を行って**設計図書**に示す材料を充填しなければならない。

7.6 消音工

受注者は、消音工については**設計図書**によらなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員の**指示**を受けなければならない。

7.7 段差修正工

段差修正工については**設計図書**によるほか、「附属施設物設計施工要領[伸縮装置編]」によるものとする。

7.8 鋼製伸縮装置補修工

鋼製伸縮装置補修工については**設計図書**によらなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員の**指示**を受けなければならない。

第 8 章 排水施設補修工

第8章 排水施設補修工	
8.1 適用	83
8.2 適用すべき諸基準	83
8.3 一般事項	83
8.4 材料	83
8.5 高架部排水管補修工	83
8.6 排水樋補修工	84
8.7 高架部排水桝及び鋼製排水溝補修工	84
8.8 排水施設塗装工	84
8.9 仮設工	84

8.1 適用

- 1 本章は、排水施設補修工として、高架部排水管補修工、排水樋補修工、高架部排水柵補修工、排水施設塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、土木工事共通仕様書第9章排水施設工の規定によるものとする。

8.2 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によるが、改訂情報等を収集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の**指示**を受けなければならない。

首都高速道路(株) 附属施設物設計施工要領 第1編[排水施設編] (2023年6月)
首都高速道路(株) 附属施設物標準図集[排水施設編] (2024年6月)

8.3 一般事項

- 1 受注者は、排水施設補修工の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。
- 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について**報告**しなければならない。
- 3 受注者は、排水施設補修箇所に変異を発見したときは、直ちに監督職員に**報告**し、**指示**を受けなければならない。
- 4 受注者は、高架下等に異物等を落とさないよう施工しなければならない。

8.4 材料

受注者は、排水施設工事で使用する材料については、第2章材料の規定によらなければならない。

8.5 高架部排水管補修工

- 1 受注者は、高架部排水管補修工の施工に先立ち、排水系統、施工箇所の管径、管勾配等の調査結果をもとに排水管加工図を作成し、監督職員への**承諾**を得なければならない。
- 2 受注者は、既設排水管撤去に当たって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
- 3 排水管の設置については、土木工事共通仕様書第9章排水施設工の規定によるものとする。
- 4 受注者は、同一系統分の施工が一日で完了しない場合は、完了するまでの間に、溢

水又は旧排水管内の土砂等が飛散することがないように措置を講じなければならない。

- 5 高架部排水管補修工の施工による発生材の処理は、土木工事共通仕様書 第 45 章 殻等運搬処理工の規定によるものとする。

8.6 排水樋補修工

- 1 受注者は、排水樋補修工の施工に先立ち、漏水個所を調査し、**報告**しなければならない。
- 2 受注者は、排水樋補修の施工方法について、**設計図書**によるほか、監督職員の**指示**を受けなければならない。
- 3 受注者は、既設排水樋撤去の作業に当たって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
- 4 排水樋補修工の施工による発生材の処理は、土木工事共通仕様書第 45 章殻等運搬処理工の規定によるものとする。

8.7 高架部排水柵及び鋼製排水溝補修工

- 1 受注者は、高架部排水柵補修工及び鋼製排水溝の施工に当たっては、**設計図書**によるほか、監督職員の**指示**を受けなければならない。
- 2 受注者は、高架部排水柵及び鋼製排水溝補修工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
- 3 受注者は、高架部排水柵及び構成排水溝補修の施工に当たり、蓋、中柵等を取り外した場合は、作業終了後速やかに所定の位置に戻し、通行車両の妨げとならないようにしなければならない。
- 4 受注者は、蓋の設置に当たっては、蓋がずれることのないようにしなければならない。

8.8 排水施設塗装工

排水施設塗装工については、**設計図書**によるほか土木工事共通仕様書 44.5 付属物塗装工の規定によるものとする。

8.9 仮設工

仮設工については、土木工事共通仕様書第 5 章仮設工の規定によるものとする。

第9章 緊急応急対策作業

第9章 緊急応急対策作業	
9.1 適用	87
9.2 適用すべき諸基準.....	87
9.3 一般事項	87
9.4 緊急応急対策施工計画書.....	87
9.5 緊急応急対策作業の終了.....	88
9.6 緊急応急対策作業.....	88

9.1 適用

本章は、緊急応急対策作業として、緊急応急作業その他これらに類する工種について適用するものとする。

9.2 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によるが、改訂情報等を収集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の**指示**を受けなければならない。

首都高速道路㈱ 構造物等点検要領	(2025年7月)
首都高速道路㈱ 地震時点検・応急対策業務実施要領(案)	(2025年5月)

9.3 一般事項

- 1 受注者は、緊急応急対策作業に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため高速道路を良好な状態に保つようしなければならない。
- 2 受注者は、緊急応急対策作業にあたり 1.1.18 に規定する緊急応急対策作業責任者を定め、9.4に定める「緊急応急対策施工計画書」に記載しなければならない。
- 3 受注者は、緊急応急対策作業中に、高速道路に異常を発見したときは、直ちに監督職員に**報告**し、**指示**を受けなければならない。
- 4 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について**報告**しなければならない。
- 5 受注者は、常時、緊急出動に備えて、待機対象の標識車、作業車及び運転要員等を作業基地で出動できる状態で待機させなければならない。
- 6 待機とは、監督職員から出動の**指示**があったときから解除の**指示**があるまでをいう。

9.4 緊急応急対策施工計画書

- 1 受注者は、緊急応急対策作業に先立ち、次の各号に掲げる事項を記載した「緊急応急対策施工計画書」を作成し、**提出**しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。
 - (1) 緊急応急業務概要
 - (2) 緊急応急業務履行体制(緊急連絡体制含む)
 - (3) 現場組織図
 - (4) 使用車両等一覧表
 - (5) 作業方法(保安規制を含む)
 - (6) 貸与品の管理
 - (7) 環境対策
 - (8) 安全衛生管理

- (9) 防災対策計画
 - (10) 建設廃棄物処理計画
 - (11) その他必要と認められる事項
- 2 受注者は、「緊急応急対策施工計画書」の内容に変更が生じた場合には、直ちに「変更緊急応急対策施工計画書」を**提出**しなければならない。

9.5 緊急応急対策作業の終了

- 1 受注者は、毎月の緊急応急対策作業が終了したときは、補修契約書第 29 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を**提出**しなければならない。
- 2 緊急応急対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。
- (1) **指示**されたが緊急応急対策作業が全て終了していること。
 - (2) 補修契約書第 29 条第 6 項に規定する修補が終了していること。
 - (3) 緊急応急対策作業により収集された塵芥等の処理が終了していること。
 - (4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。

イ 施工指示書

- ロ 維持補修工事書
- ハ 緊急応急対策施工計画書
- ニ 緊急応急対策作業打合せ簿
- ホ 緊急応急対策確認書(写し)、緊急応急対策出動報告確認簿(写し)
- ヘ 貸与品に関する書類
- ト その他検査に必要な書類、記録、写真等

9.6 緊急応急対策作業

- 1 受注者は、緊急応急対策作業に当たり、高速道路及びその周辺において、昼間、夜間を問わず高速道路の維持管理上支障となる事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に、監督職員の**指示**により待機又は出動しなければならない。
- 2 受注者は、緊急応急対策作業の時間、履行場所及び作業内容については、監督職員の**指示**を受けなければならない。また、緊急応急作業が完了したときは、速やかに**報告**しなければならない。
- 3 受注者は、常時、連絡要員をあらかじめ指定した基地又は事務所に待機させ、緊急応急対策作業が必要となる場合に備え、監督職員との連絡がとれる状態にしておかなければならない。
- 4 受注者は、緊急応急対策作業のため出動するときは、無線機等を常に携帯し、緊急連絡が可能な状態にしておかなければならない。
- 5 受注者は、緊急応急作業のため高速道路の交通規制を開始するときは、速やかに規制方法等を無線又は非常電話等により監督職員及び監督職員の**指示**する部署に**報告**

しなければならない。なお、作業が完了したときも同様とする。

- 6 受注者は、緊急応急対策作業については、通行車両の安全に十分注意しなければならない。
- 7 応急処置方法については、緊急応急処置要領の規定又は監督職員の**指示**を受けなければならない。

第 10 章 積雪凍結対策作業

第 10 章	積雪凍結対策作業	
10.1	適用	92
10.2	適用すべき諸基準	92
10.3	一般事項	92
10.4	積雪凍結対策施工計画書	92
10.5	積雪凍結対策作業の終了	93
10.6	除雪工	93
10.7	凍結防止工	93
10.8	排雪工	94

10.1 適用

本章は、積雪凍結対策作業として、除雪工、凍結防止工その他これらに類する工種について適用するものとする。

10.2 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

首都高速道路㈱	積雪・凍結対策要領（案）	（当該毎年 11 月）
首都高速道路㈱	積雪・凍結対策実施要領	（当該毎年 11 月）
日本道路協会	道路防雪便覧	（平成 2 年 5 月）
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）	（平成 16 年 12 月）
日本建設機械化協会	新編 防雪工学ハンドブック	（昭和 63 年 3 月）

10.3 一般事項

- 1 受注者は、積雪凍結対策作業に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。
- 2 受注者は、積雪凍結対策作業にあたり 1. 1. 18 に規定する積雪凍結対策作業責任者を定め、10. 4 に定める積雪凍結対策施工計画書に記載しなければならない。
- 3 受注者は、作業区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について**報告**しなければならない。
- 4 受注者は、積雪凍結対策作業の待機態勢にあるときは、気象情報を注視するとともに「積雪凍結対策実施要領」により機器類の点検を行い、監督職員の**指定**する場所に機械等を配備し、監督職員から出動**指示**があったときは、速やかに作業を行えるようにしなければならない。
- 5 待機とは、監督職員から出動の**指示**があったときから解除の**指示**があるまでをいう。
- 6 受注者は、積雪凍結対策期間内に使用する機械のうち当社から貸与する機器については、「機械器具貸与仕様書」に基づき手続きを行い、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

10.4 積雪凍結対策施工計画書

- 1 受注者は、積雪凍結対策作業に先立ち、次の各号に掲げる事項を記載した「積雪凍結対策施工計画書」を作成しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。
 - (1) 積雪凍結作業概要
 - (2) 積雪凍結作業履行体制（緊急連絡体制含む）
 - (3) 現場組織図

- (4) 使用車両等一覧表
 - (5) 作業方法(保安規制を含む)
 - (6) 貸与品の管理
 - (7) 環境対策
 - (8) 安全衛生管理
 - (9) 防災対策計画
 - (10) 建設廃棄物処理計画
 - (11) その他必要と認められる事項
- 2 受注者は、「積雪凍結対策施工計画書」の内容に変更が生じた場合には、直ちに「変更積雪凍結対策施工計画書」を**提出**しなければならない。

10.5 積雪凍結対策作業の終了

- 1 受注者は、毎月の積雪凍結対策作業が終了したときは、補修契約書第 29 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を**提出**しなければならない。
- 2 積雪凍結対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。
- (1) **指示**されたが積雪凍結対策作業が全て終了していること。
 - (2) 補修契約書第 29 条第 6 項に規定する修補が終了していること。
 - (3) 積雪凍結対策作業により収集された塵芥等の処理が終了していること。
 - (4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。

イ 施工指示書

- ロ 維持補修工事書
- ハ 積雪凍結対策施工計画書
- ニ 積雪凍結対策作業打合せ簿
- ホ 緊急応急対策確認書(写し)、緊急応急対策出動報告確認簿(写し)
- ヘ 貸与品に関する書類
- ト その他検査に必要な書類、記録、写真等

10.6 除雪工

受注者は、除雪工にあたっては、「積雪・凍結対策実施要領」によるほか監督職員の**指示**を受けなければならない。

10.7 凍結防止工

受注者は、凍結防止工にあたっては、実施する時期、箇所、方法、凍結防止剤の散布量について、「積雪・凍結対策実施要領」によるほか監督職員の**指示**を受けなければならない。

10.8 排雪工

受注者は、排雪工に当たっては、「積雪・凍結対策実施要領」によるほか監督職員の**指示**を受けなければならない。

第 11 章 出来形規格値

出来形規格値については、**設計図書**によるほか、出来形管理基準の規定によるものとする。

【資料編】